

一定の危険性・有害性がある物質として ラベル表示・SDS交付・リスクアセスメントの対象に 以下の10物質が追加されました

	物質名	主な用途 (参考)
①	アスファルト	道路舗装材料, ゴム練込み用材料, 印刷インキ・塗料・建材・鋳物砂型・舗装材料・防水材料・電気絶縁材料原料
②	1-クロロ-2プロパノール	有機合成中間体
③	2-クロロ-1プロパノール	有機合成中間体
④	ジチオリン酸O, O-ジエチル-S-(ターシャリーブチルチオメチル) (別名テルブホス)	殺虫剤
⑤	フェニルイソシアネート	脱水剤, ウレタン原料, アルコール・フェノール類の確毒試薬
⑥	2,3-ブタンジオン (別名ジアセチル)	有機合成中間体, 香料
⑦	ほう酸	ガラス・ほうろう原料, 医薬, ニッケルメッキ添加剤, 防火剤, 防腐剤, 写真薬, シロアリ駆除剤
⑧	ポルトランドセメント	モルタル・コンクリート・建材原料
⑨	2-メトキシ-2-メチルブタン (別名ターシャリアミルメチルエーテル)	溶剤
⑩	硫化カルボニル	殺虫剤, 医薬・除草剤原料

今後は、上記の10化学物質について**以下の3点が義務付け**られます。

義務化

- 事業場における【**リスクアセスメントの実施**】
- 譲渡・提供時の【**安全データシート (SDS) の提供**】
- 譲渡・提供時の【**容器等へのラベル表示**】

化学物質を**提供する事業場**では・・・

- ◆ これらの化学物質を他の事業場へ提供する際には、**安全データシート (SDS) を提供**するとともに、その容器または包装に危険有害性を示す絵表示 (GHSマーク)、人体に及ぼす作用、取扱い上の注意、会社名などを**ラベル表示**する必要があります。

化学物質を**使用する事業場**では・・・

- ◆ 容器等の**ラベル**に危険有害性を示す**絵表示 (GHSマーク) のついている製品**については、メーカー等から提供される**安全データシート (SDS) を確認**し、人体に及ぼす作用や取扱い上の注意を把握しましょう。今回追加された10物質については、確実に確認しましょう。
- ◆ SDS等の情報を基に、その化学物質の取扱い業務について**リスクアセスメント**を行い、マスク装着や換気装置の設置など**必要な措置を講じる**よう努めましょう。

【注意！】 SDS交付等の対象となったことを理由に、**安易に有害性の不明確な物質への代替化を図ることは、かえって職場のリスクを増大させる場合があります。**
今回追加された物質は、**どのように扱えば安全であるかが明らかになっている物質**ですので、危険有害性の程度に応じ、適切に管理して使用するようしましょう。